

けり洲濱にたて、もて參けり、其後滿座和歌を奉べき由、勅定有て、人々つかうまつりけり爲範  
記に

〔源平盛衰記二〕清盛息女事

抑此成範卿トハ、故少納言入道信西三男也、櫻町中納言ト申事ハ、優ニ情深キ人ニテ、吉野山ヲ思  
出シテ、櫻ヲ愛シ給ヒケリ、室、八島ヨリ歸上後、町ノ四方ニ吉野ノ櫻ヲ移植其中ニ屋ヲ立テ住給  
ケレバ、見人此町ヲバ、樋口町櫻町ト申ケリ、又ハ此中納言、櫻ノ名殘ヲ惜テ、立行春ヲ悲ミ、又コン  
春ヲ待ワビ給シカバ、異名ニ櫻待中納言トモイヘリ、殊ニ執シ思ハレケル櫻アリ、七日ニ咲散事  
ヲ歎テ、春ゴトニ花ノ命ヲ惜テ、泰山府君ヲ祭ラレケル上ヘ、天照大神ニ祈申サセ給ケレバ、三七  
日ノ齡ヲ延タリケリ、サレバ角ゾ思ツバケ給ヒケル、

千早振現人神アヲヒトガ?ノカミタレバ花モ齡ハノビニケルカナト人ノ祈實アリケレバ、神ノ靈驗アラ  
タニシテ、七日中ニ咲散花ナレ共、三七日マデ遺アリ、君モ御威有テ、花ノ本ニハ此人ヲゾスベキ  
トテ、勅書櫻町ノ中納言トゾ仰ケル、○下  
略

〔續古今和歌集二〕龜山の仙洞に、吉野山の櫻をあまたうつしうゑ侍し花のさけるを見て、

太上天皇

春ごとに思ひやられし三吉野の花はけふこそ宿に咲けれ

〔北條五代記十〕三浦三崎寶藏山舊跡の事

扱又三崎の前海城ケ島に、春は櫻花咲みだれ、面白き磯山の氣色たぐひなかりけり、是によく頼  
家公花の時分は三崎へ毎年著御、正治元年も出御し給ひぬ、實朝將軍三崎の櫻花御見物有べし  
とて、建曆二年壬申三月九日、厄みだい所をともしめ、三崎へ入御し給ふ、建保三年三月、同五  
年九月、安貞三年二月廿一日、同四月十七日、詩歌管絃の御遊さらに盡しがたし、扱又寛喜元年己